老人保健施設水都苑　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

第１章　趣旨

（趣旨）

第１条　社会医療法人社団更生会（以下「本会」という。）が開設する老人保健施設水都苑（以下「当施設」という。）が実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第２章　事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第２条　当施設は、要介護状態等（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに、日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当施設は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

第３章　従業員の職種、員数及び職務の内容

（職員の定数）

第４条　当施設に次の職員を置く。必要に応じて増員をすることができる。

（１）施設長（管理者）	１人
（２）医師	１人以上（施設長兼務）
（３）看護師	６人以上
（４）介護職員	１３人以上
（５）介護支援専門員	１人以上
（６）支援相談員	１人以上
（７）理学療法士	１人以上
作業療法士	１人以上
言語聴覚士	１人以上（兼務）
（８）事務職員	２人以上

（９）管理栄養士　　１人以上

（10）薬剤師　　１人以上（委託）

（職務内容）

第５条　職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）施設管理者は、当施設の業務を統括し執行する。

（２）医師は、施設管理者の命を受け、利用者の健康管理及び医療の適切なる処置を行うこと。利用者のケアプランの検討と実施に関すること。

（３）看護師は、医師の指示に基づく、利用者の看護、診療の介助、健康管理に関すること。利用者のケアプランの検討と実施に関すること。

（４）介護職員は、利用者の介護、支援に関すること。利用者のケアプランの検討と実施に関すること。

（５）支援相談員は、利用者の生活の介護、行動プログラムの企画、対外連絡並びに利用者及び家族の支援相談に関すること。利用者のケアプランの検討と実施に関すること。

（６）理学療法士（作業療法士、言語聴覚士）は、利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関すること。利用者のケアプランの検討と実施に関すること。

（７）事務員は、施設管理者の命を受け、事務の処理を行う。

（８）管理栄養士は、医師の指示による、利用者の栄養摂取量の調節及び栄養指導に関すること。衛生管理、利用者のケアプランの検討と実施に関すること。

（９）介護支援専門員は、利用者の生活の介護、行動プログラムの企画、ケアプランの検討と実施に関すること。

第４章　利用者の定員

（収容定員）

第６条　当施設の利用定員は、入所者、短期入所者及び介護予防短期入所者を含めて１日当たり５５名までとする。

第５章　利用者などに対する施設医療・その他のサービスの内容

（勤務体制の確保）

第７条　当施設は、利用者などに対し、適切な施設医療その他サービスを提供できるよう、職員の体制を定めておかなければならない。

２　当施設は、当該施設の職員によって保健医療サービス又は福祉サービスを提供しなければならない。

３　当施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならな

い。

（定員の順守）

第８条　当施設は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとする。

（１）介護老人保健施設である指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員をこえることとなる利用者数

（受給資格等の確認）

第９条　当施設は、指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

（サービスの提供の記録）

第１０条　当施設は指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供した際に、提供日、内容、居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を記載するものとする。

（証明書の交付）

第１１条　当施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通知）

第１２条　当施設は、指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

（１）正当な理由なしに指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき

（２）偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（診療の方針）

第１３条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断を基とし診療上妥当適切に行う。

（２）診療に当たっては懇切丁寧を旨とし、診療上必要な事項は理解しやすいように指導を行

う。

（３）診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者などの心身の状態を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的な効果をあげることができるように適切な指導を行う。

（４）常に利用者の症状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

（５）検査、投薬、注射、処置等は、利用者の症状に照らして妥当適切に行うものとする。

（６）特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行ってはならない。

（７）別に厚生大臣が定める医薬品以外のものを利用者等に使用し、または処方してはならない。

（機能訓練）

第１４条　機能訓練は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものとする。

（看護及び介護）

第１５条　看護及び介護は利用者などの病状、心身の状態などに応じ適切に行うと共に利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように行われなければならない。

（日課）

第１６条　施設長及び支援相談員は、日常生活につき日課を定めて遂行するように努める。

（生活指導）

第１７条　職員は利用者に対して処遇の原則に裏付けされた援助を目指すため、個々の処遇方針に基づき生活プログラムを作成し指導、援助にあたらなければならない。また処遇方針及び生活プログラムは、利用者の状態の変化に応じてその都度作成しなければならない。

（食事）

第１８条　利用者の食事は、栄養並びに身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

２　利用者などの食事は、できるだけ食堂で行われるよう努めなければならない。

（衛生管理）

第１９条　当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

２　当施設は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（利用料その他の費用の額）

第２０条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

（１）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表より支払いを受ける。

（２）利用料として滞在費・食費、日常生活品費、教養娯楽費、利用者が選定する特別な室料、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を別に定める料金表により支払いを受ける。

（３）「食費」及び「滞在費」においては、国が定める負担限度段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額は、別に定める料金表により支払いを受ける。

（４）当施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（掲示）

第２１条　当施設は、事業所の見やすい場所に、管理規定の概要、従業員の勤務体制、協力病院及び利用料に関する事項を掲示しなければならない。

第６章　施設利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての注意事項）

第２２条　当施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

（１）利用者が、外出または外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設帰着予定日などを、管理者に届けなければならない。

（２）外来者が、利用者と面会しようとするときは、施設に備え付の面会届に記入しなければならない。

（３）利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生のため施設に協力しなければならない。

（４）利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又は支援相談員に届けなければならない。

（５）利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

①　宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

②　喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他人に迷惑を及ぼすこと。

③　指定場所以外での火気取り扱い及び喫煙、寝具の上での喫煙すること。

④　故意に建物、備品その他の器具を破損し、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

⑤　金銭又は物品によって賭け事をすること。

⑥　無断で備品の位置、又は形状を変えること。

⑦　事業所内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害する行為をすること。

⑧　故意にこの規定等に違反すること。

２　事業者が前項５号の⑦又は⑧に該当すると認めたときは、市町村に対し、所定の手続きによりサービス中止等の措置を行うものとする。

第７章　非常災害対策

（緊急時における対応）

第２３条　当施設の職員等は、事業所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第２４条　当施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第２５条　当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に消火、非難、救出その他防災に関する必要な訓練を行うものとする。

第８章　虐待防止に関する重要事項

（虐待の防止）

第２６条　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（３）　虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第９章　その他施設の管理に関する重要事項

（記録の整備）

第２７条　当施設は、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

（１）入所同意書、利用料に関する重要関係書類

（２）介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録

（３）その他事業所運営に関する重要な書類

２　前項の書類はその完結の日から５年間保存しなければならない。

（市町村及び地域等との連携）

第２８条　当施設は、その運営に当たっては、市町村との連携に努めなければならない。

２　当施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（協力病院）

第２９条　当施設は、利用者などの病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

２　当施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

（秘密保持）

第３０条　当施設の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならないものとする。

２　当施設は、従業員であった者が、従業員でなくなった後においても知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

３　当施設は、学会、居宅介護支援事業者、介護保険事業者、その他医療機関への情報提供等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を得た上で行うものとする。

（その他）

第３１条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附　則）

１．この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

２．この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

３．この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

４．この規程は、平成２０年１２月１日から施行する。

５．この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

６．この規程は、平成２５年８月１２日から施行する。

７．この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

８．この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

９．この規定は、平成３０年４月１日から施行する。

10．この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

11. この規程は、令和２年４月１日から施行する。
12. この規程は、令和３年４月１日から施行する。
13. この規程は、令和４年４月１日から施行する。
14. この規程は、令和４年９月１日から施行する。
15. この規程は、令和５年４月１日から施行する。
16. この規程は、令和６年４月１日から施行する。
17. この規程は、令和７年４月１日から施行する。